

## 北九州市産業用ロボット導入支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 国際的な競争が激化する中、市内企業の経営の安定化と競争力強化を図ることを目的として、北九州市内において自動制御によるマニピュレーション機能や移動機能を持ち、各種の作業をプログラムにより実行できる機械（以下「産業用ロボット」という）を導入することで生産性の向上を図る事業者に対し、産業用ロボットの導入に係る補助金（以下「補助金」という）の交付を行う。その交付に関しては、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助金の交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、北九州市内に事業所を有する者のうち、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法第2条の第1号から第4号に掲げる中小企業者であって、製造業に属する事業を主たる事業として営むものであること。
- (2) 専門家の指導を受けるなどし、生産性の向上に関する計画を作成しているものであること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）でないこと。
- (5) 法人の場合にあつては、その役員のうち暴力団員がないこと。
- (6) 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと。
- (7) 自らの事業活動について暴力団又は暴力団員により支配を受けているものと認められないこと。
- (8) 別に定める公募要領に従い、補助金の採択決定を受けていること。

### (補助金の対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業は、北九州市内の事業所において、産業用ロボットを導入又は更新することにより、生産性の向上を図る事業（以下「補助事業」という。）とする。

### (交付の対象、補助率等)

第4条 市長は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、直接人件費を除く当該補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 補助対象経費の区分、内容、補助率及び補助額は別表のとおりとする。
- 3 補助事業の実施期間は、交付決定の日から当該交付決定の日の属する年度の市の指定する日までとする。

(交付の申請)

第5条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号による補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付決定を行い、補助金交付決定通知を送付するものとする。

(状況報告)

第7条 市長は、補助事業者に対し、申請書等の記載に係る事項その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助事業者が、この要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第10条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、別記様式第2号による取得財産等管理台帳を備え管理するとともに、規則第15条に規定する報告書に別記様式第3号による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 取得財産等のうち、規則第22条第5号及び第6号に規定に基づき市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 規則第22条第1項ただし書きの規定に基づき市長が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付大蔵省令第15号）に定めるとおりとする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第4号による財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業状況の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する市の会計年度の終了後3年間、市長が求めた場合は、市の毎会計年度の終了後30日以内に過去1年間の事業状況について、市長に報告しなければならない。

(成果の発表)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に成果を発表させることができる。

2 補助事業者は、市長が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象 経費の区分	内 容	補助率	補助額
産業用ロボット 導入経費	産業用ロボットの購入又は賃借（ただし、賃借の場合は、補助金交付年度内に支出するものに限る。）、搬入、据付若しくは調整等、産業用ロボットの導入に要する経費	1 ／ 2 以内	一件あたり五百万円を 上限とする
導入に伴う 付帯経費	産業用ロボットの導入に伴い必要となった、構築物又は既設の機械装置等の移設に要する経費、及び活用に必要な技術指導の受入に要する経費		
その他経費	ここに掲げるものの他、市長が特に必要と認める経費		